

新旧対照表 みずほ金証書（海外保管型）規定

改定箇所は下線表示

改定前		改定後	
条番号	内容	条番号	内容
—	みずほ金証書（海外保管型）規定（2009年4月1日以降適用）	—	みずほ金証書（海外保管型）規定（ <u>2027年1月6日</u> 以降適用）
1. 保護預りの範囲等	（2）預け入れまたは引き出しの単位は、当行所定の量とします。 （3）この保護預りに関する取引は、年末・年始を除く営業日の当行所定の時間内に限り取り扱います。なお、市場の混乱等当行が異常と判断した場合、お取り扱いを中止させていただきます場合があります。	1. 保護預りの範囲等	<u>削除</u> <u>（2）</u>この保護預りに関する取引は、年末・年始を除く営業日の当行所定の時間内に限り取り扱います。なお、市場の混乱等当行が異常と判断した場合、お取り扱いを中止させていただきます場合があります。
2. 保護預り金地金の保管	（1）当行は保護預りの依頼にもとづき保管する金地金（以下、保護預り金地金といいます。）を、善良なる管理者の注意義務をもって当行所定の場所に他の保護預り依頼者の保護預り金地金とともに混蔵保管します。	2. 保護預り <u>金</u> 地金の保管	（1）当行は保護預りの依頼にもとづき保管する金地を、善良なる管理者の注意義務をもって当行所定の場所に他の保護預り依頼者の<u>依頼に基づき保管する金地金とともに混蔵保管します（混蔵保管された金地金を以下「保護預り金地金」といいます）。</u>
3. 保護預り金地金の引き出し等	（1）保護預り金地金を引き出すときは、金証書を呈示するとともに当行所定の保護預り金地金引出請求書に届出の印章により記名押印して、取引店に提出してください。 （2）保護預り金地金の引き出しについて、当行は原則として金地金の引き渡しを行わず、引き出しの手続きと同時に当行が買い取ることにします。この場合、当行は引出日当日の当行所定の価格で買い取り、当行所定の手数料を差し引いた後、代わり金を指定の預金口座に入金します。 （3）前項にかかわらず、金地金での引き渡しを行うときは次により取り扱います。 ・金地金による引き渡しについては、当行所定の手数料および郵送料等の実費をお支払いください。 ・引き渡す金地金の数、寸法、銘柄等は当行の任意とします。 ・金地金の引き渡しについては、当行は所定のお引換証を交付しますので、お引換証記載の引き渡し予定日に、お引換証に記名、届出印押なつのうえ取引店に提出してください。なお、金地金の引き渡し前に生じた価格変動等による損害については、当行は責任を負いません。 ・引き渡しの完了した金地金について、取引店以外では買い取りの取り扱いは行いません。取引店においても、当行所定の溶解検定業者の鑑定後でなければ買い取りません。	3. 保護預り金地金の <u>売却</u>	（1）保護預り金地金の引き出しについて、<u>当行は金地金の引き渡しを行わず、引き出しの手続きと同時に当行が買い取ることとします（以下、この手続を「売却」といいます）。</u> （2）保護預り金地金の<u>売却にあたっては、当行所定の書面および金証書を取引店に提出して申し出てください。なお、当行所定の売却手数料がかかります。この場合、当行は売却申出当日の当行所定の店頭買取価格にて買い取り、売却代金を（未払手数料がある場合の当該未払手数料相当額およびお客さまから売却手数料を保護預り金地金の売却代金から支払う旨の申出があった場合の売却手数料相当額を差引減算のうえ）お客さまが指定する預金口座に入金します。</u> <u>削除</u>

新旧対照表 みずほ金証書（海外保管型）規定

改定箇所は下線表示

改定前		改定後	
条番号	内容	条番号	内容
<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>4. お客さまからの解約</u>	(1) お客さまより当行所定の書面、金証書を取引店に提出して申し出ていただくことにより、本契約を解約することができます。 (2) 保護預り金地金を全量売却する場合は、解約日当日の当行所定の店頭買取価格にて買い取り、手数料の差引・返戻の減算・加算のうえお客さまが指定する預金口座に入金します。
4. 保護預り手数料	この保護預りについては、当行所定の料率および計算方法に基づいて手数料をお支払いください。	<u>5. 手数料</u>	(1) お客さまには当行所定の保護預り手数料をお支払いいただきます。なお、半期分の手数料を3月および9月の当行所定の日（本件預金口座（保護預り手数料を引き落とす預金口座）としてお客さまが指定した預金口座をいいます。以下同じ）から引落させていただきます。 (2) 解約の場合は、解約時に解約月の前月までの手数料をいただきます。
5. 届出事項の変更等	(2) 前項の届出に対しては、当行において所定の手続きを行った後でなければ保護預りの金地金の引き出しまたは金証書の再交付には応じられません。	<u>6. 届出事項の変更等</u>	(2) 前項の届出に対しては、当行において所定の手続きを行った後でなければ保護預りの金地金の <u>売却</u> または金証書の再交付は <u>致しません</u> 。
6. 印鑑照合等	この保護預り取引において、金証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金地金の引き出しその他の取り扱いをしましたうえは、印章の盗用、偽造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	<u>7. 印鑑照合等</u>	この保護預り取引において、金証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金地金の <u>売却</u> その他の取り扱いをしましたうえは、印章の盗用、偽造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
7. 危険負担等	天災、地変、戦争、法令の定めその他の不可抗力の事由、またはストライキその他の当行の責によらない事由により、当行が保護預り金地金の引き出しに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。	<u>8. 危険負担等</u>	天災、地変、戦争、法令の定めその他の不可抗力の事由、またはストライキその他の当行の責によらない事由により、当行が保護預り金地金の <u>売却</u> に応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。
<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>9. 当行からの解約</u>	(1) お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当行は本契約を解約することができるものとします。 ① お申込時に虚偽の申告をした場合 ② 本契約のいずれかに違反した場合 ③ 保護預り手数料をお支払いいただけない場合 (2) 当行において保護預りの取扱いを終了する場合にも、当行は本契約を解約することができるものとします。この場合、当行は、解約の6か月以上前にお客さまに対し書面で通知しなければならないものとします。

新旧対照表 みずほ金証書（海外保管型）規定

改定箇所は下線表示

改定前		改定後	
条番号	内容	条番号	内容
<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>9. 当行からの解約</u>	<u>（3）前項に定める書面には、少なくとも次の各号に掲げる事項が記載されなければならないものとします。</u> <u>① この規定第9条第2項に基づいて解約をする旨</u> <u>② 解約日</u> <u>③ 解約日の前営業日までは、お客さまの申し出によりこの規定第3条に定める売却、または第4条に定める解約をすることができる旨</u> <u>④ この規定第9条第4項の内容（同条第1項に基づく解約に係るものを除く）</u> <u>⑤ この規定第9条第5項および第6項の内容</u> <u>（4）第1項または第2項に基づき当行が解約した場合は、第3条に準じて保護預り金の全量について解約日に当日の当行店頭買取価格にて買い取り、手数料の差引・返戻の減算・加算のうえ当行所定の日（本件預金口座（それが解約されているときはお客さまが別途当行所定の書面により指定する預金口座）に入金します。なお、売却代金の額が、支払われるべき手数料の額以下のときは、入金はありません。</u> <u>（5）第2項に基づき当行が解約した場合において、契約名義のお客さまに相続が開始されたという情報を当行が了知しているときは、第4項にかかわらず、第4項所定の金員の支払請求権者（相続人等）が当行所定の書面により別途指定する預金口座に入金します。</u> <u>（6）第2項に基づき当行が解約した場合において、前項の規定が適用されずに第4項に基づき所定の預金口座に入金したときは、解約の時点で契約名義のお客さまに相続が開始していたときであっても、その後当行は、その入金分以外の預金について承継した相続人にその入金分の預金を払い戻すことができるものとします。</u> <u>（7）第4項所定の金員に係る入金のための同項または第5項に定める指定がされていない間は、当行は入金を行う義務（売却代金や返戻手数料を支払う義務）を負いません。</u> <u>（8）本条に基づく解約その他の取扱いによりお客さま（第5項に定める請求権者を含みます。次条において同じ）や本件預金口座の名義人に生じた損害（逸失利益を含みます）については、当行は責任を負いません。</u>

新旧対照表 みずほ金証書（海外保管型）規定

改定箇所は下線表示

改定前		改定後	
条番号	内容	条番号	内容
8. 譲渡、質入れの禁止	—	<u>10.</u> 譲渡、質入れの禁止	—
9. 成年後見人等の届出	—	<u>11.</u> 成年後見人等の届出	—
<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>12. 合意管轄</u>	<u>本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</u>
<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>13. 不可抗力</u>	<u>法令の改廃および戦争・暴動等の不可抗力により本契約の継続が出来ない事由が発生したと当行が認める場合には、当行は本契約に基づく取引を中止することができるものとします。</u>
<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>14. お取引の中止等</u>	<u>為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動等のやむを得ない事情により、当行は本規定に基づくお取引を中止することができます。</u>
10. 規定の改定	この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口またはA T Mコーナーにおいて、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。	<u>15.</u> 規定の改定	(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、民法第 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定することができるものとします。この規定を改定する場合は、改定内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知するものとします。</u>
	<u>新設</u>		(2) <u>前項の改定は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>

以上